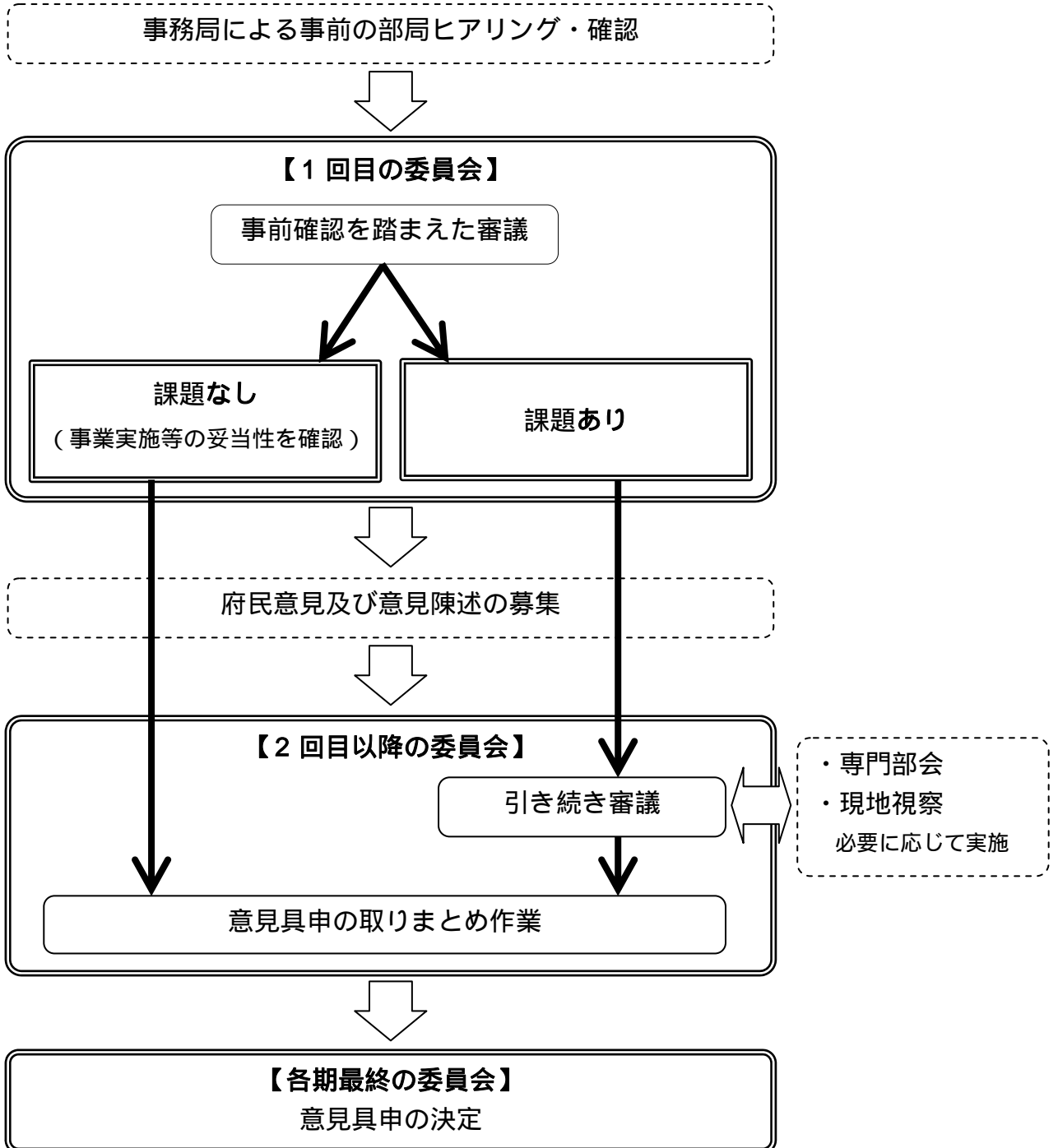


## 審議の進め方について（案）



上期意見具申を決定（9月目途）次第、引続き下期の審議を開始する。

上期で継続審議が必要とされた案件は、下期に引続き審議を行う。

事後評価については、上期の委員会で報告し、審議が必要とされた案件は下期で審議を行う。

委員会開催毎に議事概要をホームページで公表する。